

筑西市教育長交際費支出基準

(平成24年7月1日施行)

(令和4年7月1日改正)

支出区分	基準	支出額等
病気見舞い	市議会議員等の市の公職にある方が、14日以上療養した場合で、教育長が必要と認めたとき	5,000円
葬儀香料	市議会議員等の市の公職にある方で、教育長が必要と認めたとき	
	本人の死亡	10,000円
	配偶者の死亡	5,000円
	一親等の血族・姻族の死亡	5,000円
	その他、市に功労があった方又は関係の深い方で、教育長が必要と認めたとき	
	本人の死亡	10,000円
	配偶者の死亡	5,000円
	一親等の血族・姻族の死亡	5,000円
葬儀供物等	市議会議員等の市の公職にある方が死亡した場合で、教育長が必要と認めたとき	生花等
	その他、市に功労があった方又は関係の深い方で、教育長が必要と認めたとき	生花等
	市職員（本人）が死亡したとき	生花等
懇親会費	新年会・忘年会・歓送迎会・その他の懇親会等で、教育長が招待を受け、出席したとき	会費相当額又は 10,000円
祝賀会費	竣工式・記念式典・祝賀会等で、教育長が招待を受け、出席したとき	会費相当額又は 10,000円
御祝	運動会・祭り・イベント等の催事（懇親会・祝宴等を伴わない催事）で、教育長が招待を受け、出席したとき ただし、教育委員会が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。	10,000円

賛助金	<p>平和運動・ボランティア活動・その他民間団体等が行う活動や事業等（営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）で、公益的な場合について、その活動への支援として支出する。 ただし、教育委員会が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。</p>	<p>10,000円 又は相当額</p>
	<p>民間団体等（営利目的・政治的活動・宗教的活動・売名行為等を伴わないものに限る。）で、その趣旨・目的等が、公共的又は公益的なものであるときの賛助会費等として支出する。 ただし、教育委員会が補助を行っている団体等については、支出しないものとする。</p>	<p>会費相当額</p>
渉外物品	<p>行政執行上で、外部との公の交渉、表敬訪問等のため必要な手土産品・贈答品等を購入するとき</p>	<p>相当額</p>
その他	<p>上記のいずれにも属さない場合で、行政執行上のために、教育長が必要と認めたとき</p>	<p>相当額</p>